

農作業請負力強化事業【R5継続】

《目的》

就労継続支援事業所が施設外就労による農作業を請け負いやすい環境を整えることで農作業の請負力を強化し、工賃向上に向けた取組を支援する。

《事業内容》

（１）農福連携地域コーディネーターの配置

日々の作業調整や作業開拓をきめ細かく支援（出雲地域）

（２）農業専門家（農福連携サポーター）の派遣

新たに農作業を請け負うまたは新たな作物、作業を請け負う事業所に農作業を指導する農業専門家を派遣

【派遣時間】 2時間以上～8時間以内／回

（３）就労の環境づくり支援助成金

農作業請負に必要な物品等で、暑さ対策や利用者の障がい特性等に合わせ準備する道具等の購入を助成

【上限額】 1事業所あたり10万円（10/10）

（４）農作業請負奨励金

農作業の施設外就労実績に応じて奨励金を支給

【奨励金の額】 利用者1人あたり1,000円／日

【上限】

- ・農作業の施設外就労に新たに取り組む事業所
年間200人日
- ・農作業の施設外就労に既に取り組んでおり拡大する事業所
年間480人日
(ただし、既取組分にかかる支給は250人日まで)

《対象となる事業所》

農作業の施設外就労に取り組む就労継続支援事業所（A型・B型）

なお、事業内容(3)、(4)は下記の条件あり

- ・農作業の施設外就労に新たに取り組む事業所
年間180人日（利用者数×日数）以上の請負実績があること
- ・農作業の施設外就労に既に取り組んでおり拡大する事業所
年間180人日以上かつ前年実績の1.2倍以上の請負実績があること

《請負作業の範囲》

農業・林業・水産業の作業（調整・出荷・加工を含む）

《事業実施主体》

島根県障がい者就労事業振興センター（TEL0852-67-2671）

助成金等の受付や専門家派遣の調整は同センターが行います。
詳しくは、同センターにお問い合わせください。